

# 茨城県伝統工芸品及び茨城県伝統工芸士紹介ウェブサイト制作委託業務仕様書

## 1 業務の名称

茨城県伝統工芸品及び茨城県伝統工芸士紹介ウェブサイト制作業務

## 2 目的

県が指定する伝統工芸品（以下、「県伝統工芸品」という。）及び県が認定する伝統工芸士（以下、「県伝統工芸士」という。）について、広く認知度向上及び県工芸品の販売促進を図る。

## 3 委託期間等

### (1) 委託期間

委託契約締結の日から令和6年3月31日まで

### (2) 想定スケジュール

令和6年2月まで 全体デザインの作成

令和6年2月頃 最新の県伝統工芸品および県伝統工芸士の情報を反映

令和6年3月 ウェブサイト公開、リーフレット納品

ウェブサイトの維持管理

## 4 業務委託内容

県伝統工芸品及び県伝統工芸士を紹介するウェブサイト及び配布用リーフレットの制作、ウェブサイトの維持管理

### (1) ウェブサイトの制作・維持管理

現在、県で配布している「いばらき手しごと帖」（令和3年3月発行）の掲載内容を基本に、必要な内容の修正を加えて制作すること。

構成	<ul style="list-style-type: none"><li>・トップページ</li><li>・県伝統工芸品一覧</li><li>・各県伝統工芸品の説明</li><li>・県伝統工芸士、県伝統工芸品製造事業者一覧</li></ul>
内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・県伝統工芸品、県伝統工芸士の概要</li><li>・作成時点で指定しているすべての県伝統工芸品の名称、所在市町村、概要、及び画像（すべて英訳含む） ※上記については、県から提供するものとする。</li><li>・各伝統工芸品製造事業者のHPへのリンク（希望事業者のみ）</li><li>・各伝統工芸品製造事業者の所在地マップ（代表地点も可）</li><li>・発行元、発行年月、問い合わせ先</li><li>・その他、県伝統工芸品の魅力をわかりやすく伝え、県伝統工芸士の声価が高まるような構成・デザインとすること。</li></ul>

<p>機能及び条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・OS、ブラウザ対応は以下のとおりとし、いずれの環境にも最適化されるように設計すること。</li> <li>・主要なコンテンツについてはコンテンツマネジメントシステム（CMS）での運用を可能とすること。</li> <li>・OS、ブラウザ対応は以下のとおりとすること。        〈OS 対応〉        [PC]Windows : 10 / 11、mac OS : 最新版        [モバイル]iOS : 最新版、Android : 最新版        〈ブラウザ対応〉        GoogleChrome、Microsoft Edge、Firefox、Safari の最新版</li> <li>・ドメインの所有権及び管理者アカウントは、茨城県に帰属するものとする。</li> <li>・アクセスの負荷・セキュリティを考慮して信頼度の高いサーバとすること。</li> <li>・ウェブサイトに障害が発生しても速やかに復旧できるように対策を行うこと。</li> <li>・レンタルサーバを利用する場合、当該事業者との契約は受託者が行うものとし、サーバの契約及び保守管理に係る経費は、本契約に含むものとする。</li> </ul>
<p>セキュリティ対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の識別、認証が行えるセキュリティに配慮されたシステムとすること。</li> <li>・通信されるデータは暗号化等によるデータ傍受や改竄を抑止する機能を確保すること。</li> <li>・適切なシステム運用管理及び保守を行い、ファイヤーウォールやウイルスチェック等を設け、定期的にバックアップを行い、バックアップによる復旧が可能であることを確認すること。</li> <li>・運用管理にて取得したバックアップデータについては、本事業の業務終了後、適切な管理のもと1年以上保管するとともに、システムログやアクセスログについても、取得から3ヶ月以上は保管し、閲覧を可能とすること。</li> <li>・受託者は、ウェブサイトを構築又は運用する場合には、ウェブサイトの名称、ドメイン名 (URL)、IP アドレス、他者のクラウドサービス等を利用する場合はその事業者の名称その他茨城県が必要とする情報をあらかじめ提出しなければならない。その際、県は提出されたウェブサイトの構成等が不適切と考える場合には、受託者に対して、変更を含め、適切な対応を求めることができるものとする。</li> <li>・受託者は、ウェブサイトを構築した際にはサービス開始前と、運用中においては年1回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策</li> </ul>

を実施し、その結果を県に報告すること。ただし、レンタルサーバを利用する場合には、同等の対策が行われることを確認し、使用するソフトウェアのバージョン管理及び更新の適用状況確認・報告等、同等の効果が得られる対策を行うこと。

- ・受託者は、ウェブサイト構築又は運用を行うプラットフォームとして、クラウドサービス等を利用する場合は、国内法が適用されるサービス事業者を利用すること。
- ・受託者は、ウェブサイト構築又は運用・保守を行う場合には、当該ウェブサイト又は当該サーバ等で利用する OS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には、業務への影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。
- ・県は、本委託業務の実施にあたり、必要な措置が講じられているかどうかを確認及び検証するため、定期又は随時にその実施状況の報告を求めるほか、必要に応じて監査することができるものとする。また、監査の一環として、プラットフォーム診断（ポートスキャン、脆弱性検査を含む。）又はアプリケーション診断その他必要な監査を当該サイトに対して実施することができるものとする。
- ・受託者は、県が監査を実施するにあたり、必要な情報を県に提供するとともに、他者のクラウドサービス等を利用してウェブサイトを構築又は運用している場合は、クラウドサービス事業者等と必要な調整を行うものとする。
- ・受託者は、監査等により脆弱性等の問題が検出された場合には、必要な対策を速やかに実施すること。
- ・不正アクセス、コンテンツの改ざんなどの問題が検知された場合は、速やかに県と協議し、ウェブサイトへのアクセス遮断などの対策を講じること。
- ・ウェブサイトの制作にあたっては、茨城県情報セキュリティ基本方針を定める規程、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」及び地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が公開する最新の「地方公共団体における情報システムセキュリティ要求仕様モデルプラン（Web アプリケーション）」を参照の上、セキュリティ対策に遺漏の無いように実装すること。
- ・「茨城県ウェブアクセシビリティガイドライン」（茨城県営業戦略部営業企画課作成）に定めるアクセシビリティ及びユーザビリティに配慮すること。
- ・ウイルス対策ソフトの導入やドメインの使用等に係る経費は、本契約に含むものとする。

その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウェブサイトの名称は、県と協議の上、「いばらき手しごと帖」から変更することも可能とする。</li> <li>・各伝統工芸品製造事業者の所在地マップの作成にあたり、外部サービスを利用する場合は、機密情報の漏洩に十分に注意すること。また、委託期間終了後の管理は県に引き継ぐこと。</li> <li>・マップの作成に必要なリスト等は県が提供するものとする。</li> <li>・不測の事態等による配信の障害に対しては早急に対応し、早期の復旧を図るとともに、原因を究明し、再発防止に努めること。</li> <li>・令和6年度に事業が継続される場合において、ウェブサイトが継続して閲覧できるよう令和6年度の事業受託者とデータ及びサーバ契約の引継ぎを行うこと。</li> </ul>
-----	--

## (2) リーフレットの制作

県伝統工芸品製造事業者や県、市町村等関係機関が、イベント等で配布し、県伝統工芸品の概要をわかりやすく伝え、ウェブサイトへ誘導するためのリーフレットを制作する。

規 格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サイズ：A4 二つ折り（仕上り A5）</li> <li>・材質：上質紙 110kg 以上</li> <li>・体裁：4 ページ（表紙・裏表紙含み）、オールカラー</li> </ul>
数 量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3,000 部</li> <li>・PDF データを併せて納品すること。</li> </ul>
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県伝統工芸品、県伝統工芸士の概要</li> <li>・作成時点で指定しているすべての県伝統工芸品の名称、所在市町村、及び画像</li> <li>・ウェブサイトの二次元コード</li> <li>・発行元の問い合わせ先、発行年月</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県伝統工芸品への関心度を高め、ウェブサイトを経効果的に周知できるデザインとすること。</li> <li>・納品時期については、県と協議の上決定する。</li> <li>・各工芸品の画像については、各製造事業者の意向をふまえ、適宜変更を検討すること。</li> </ul>

## 5 留意事項等

### (1) 業務体制

- ・工程管理を徹底するため、委託者への連絡・報告を密に行うこと。
- ・本仕様書に定めがない事項については、双方協議の上、決定するものとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と考えられるものについては、本委託業務に含まれるものとする。

## (2) 著作権

- ・委託事業の実施に伴う著作権の権利は、委託者に帰属するものとする。
- ・業務事業の実施に当たり、他社の著作権その他の権利が及ぶものを使用する際には、権利者より事前に二次使用を含めた使用の許諾及び、事後において権利の主張を行わない旨の許諾を得ること。

## (3) 添付資料

- ・「いばらき手しごと帖（令和3年3月発行）」
- ・「茨城県伝統工芸品ロゴデザインマニュアル」  
茨城県伝統工芸品のロゴは、本マニュアルに基づき使用すること。

## 6 委託業務の実施に係る対象経費

以下の費用区分のとおりとし、委託契約書に記載された委託費の範囲内とする。

費目	内容
①人件費及び旅費	本事業のコーディネーター及びマネジメントに直接従事する者の人件費（給料及び各種手当等）、旅費
②企画・デザイン費	ウェブサイト及びリーフレットの企画・デザイン費
③印刷製本費	リーフレットの制作費
④ウェブサイト構築費	コーディング費、CMS 導入費等
⑤ウェブサイト維持費	サーバ・ドメイン契約費、CMS メンテナンス費等
④事務費	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 本事業に要する書類作成費</li><li>・ 本事業に要する会議費</li><li>・ 本事業に要する通信運搬費</li><li>・ 本事業に要する消耗品費</li><li>・ 本事業に要する光熱水費</li><li>・ 本事業に要する租税公課</li><li>・ その他本事業に要する事務的経費及び雑費</li></ul>
⑦一般管理費	(①～⑥) × 10%以内
⑧消費税	(①～⑦) × 10%

## 7 事業の報告書類等

- (1) 受託者は、委託契約締結後、速やかに委託事業実施計画書（様式第1号）を県に提出するものとする。
- (2) 受託者は、委託業務終了後、実績報告書（様式第3号）及び収支計算書（様式第4号）を、事業の終了日から14日以内又は令和6年3月31日のいずれか早い日までに県に提出しなければならない。

## 8 製作・納入物件の権利の帰属

- (1) 本委託業務の実施により発生した物件、成果品の所有権、知的財産権及びその他の権利はすべて県に帰属するものとする。

- (2) 本委託業務の成果品に、受託者が従来から保有する知的財産権が含まれていた場合は、その権利は受託者に保留されるが、県及び県が指定した者は、当該成果品を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。
- (3) 受託者は、第三者から本委託業務の成果品に関し権利侵害に関する訴えが生じた場合は、受託者の責めにおいて解決するものとする。

## 9 守秘義務

受託者は、委託業務の実施に際して知り得た秘密を、この契約の目的以外に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。

## 10 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。

## 11 その他

本仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項等は、両者が協議して決定するものとする。